

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

**一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き及び市町村における
循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の策定について**

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力をいただいているところです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」（平成 13 年環境省告示第 34 号。以下「基本方針」という。）においては、市町村は、「一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討する（中略）ことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努める」、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべき」、「分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努める」とされており。また、国は、「一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的な支援に努める」と定められています。

これら基本方針に掲げられた事項に基づき、今般、環境省において、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法、有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すものとして、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」（以下「有料化の手引き」という。）及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以下「一般廃棄物処理システム指針」という。）を策定しました。また、これらを用いた施策推進に当たって下記のとおり留意事項を定めました。

都道府県におかれましては、下記事項について御留意の上、各都道府県内の市町村に対して本通知について周知されますとともに、市町村に対して、必要な技術的助言に努めるよう、お願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 廃棄物・リサイクル行政及び市町村の一般廃棄物処理事業の目的は、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決という段階をさらに進め、循環型社会の形成を目指すものとなってきた。このため、一般廃棄物の発生を抑制し、環境の保全上の支障が生じないように適正に廃棄物から資源とエネルギーをできるだけ回収、有効利用し、残る廃棄物を適正に処分する 3R（スリーアール）型のシステムへ転換していくことが求められている。

一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理システム指針及び有料化の手引きは、各々一般廃棄物の処理に関する事業を実施する市町村における以下の取組を推進するため、定めたものである。

(1) 一般廃棄物会計基準

- ① 市町村が、住民及び事業者に対して一般廃棄物の処理に関する事業の財務情報を開示する。
- ② 市町村が、自らの一般廃棄物の処理に関する事業及びその運営のあり方を検討するための基礎情報として活用する。
- ③ 市町村が、自らの一般廃棄物の処理に関する事業を、そのアウトカムと投入コストを比較衡量し、事業の費用対効果を検証し、費用対効果の優れた事業となるように努める。

(2) 一般廃棄物処理有料化の手引き

市町村が、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の導入又はその見直しを実施する。

(3) 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針

- ① 市町村が、住民・事業者による発生抑制を促進し、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努め、その上で、処分しなければならない一般廃棄物の適正な中間処理及び最終処分を確保する。
- ② 市町村が、自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面（費用対効果）等から、客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明する。

2. 一般廃棄物会計基準及び一般廃棄物処理システム指針は、アウトカムとコストの単位及び範囲を統合的に設定し、客観的な評価方法を提示するものであるが、今後、環境省において、都道府県及び市町村と連携して1(1)③及び1(3)②の実施に関するモデル事業を実施する等を通じてさらに実証的な検証を行い、これらの活用に関し、市町村に対する実務的な情報の提供に努めることとしている。

3. 総務省において示されている「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日）において、地方公共団体における公会計の整備の推進については、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後（平成21年）までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、財務書類の整備等に取り組むこととされている。この期間を参考とし、市町村においては、一般廃棄物会計基準を活用し、一般廃棄物の処理に関する事業の財務情報の開示に取り組むことが望ましい。環境省においても、今後、必要に応じ、市町村における取り組み方針について、把握し、市町村に提供する予定である。

4. 市町村は、法第6条に基づき一般廃棄物処理計画を定め、法第7条に基づき一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し及び処分しなければならないとされている。従って、有料化は、一般廃棄物処理計画に位置づけて実施し、一般廃棄物処理システムは、一般廃棄物処理計画において、当該システムを明確に定めるとともに、一般廃棄物処理計画の実施、評価、見直しのサイクルにおいて、当該システムの改善、進歩を図ることが適切である。

5. 都道府県は、法第4条に基づき一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めることとされ、法第5条の5に基づき各都道府県内の廃棄物処理計画を策定し、法第5条の6に基づき国及び都道府県は同計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めることとされている。これらを踏まえ、都道府県においては、環境省とも連携し、市町村における一般廃棄物処理の広域化の推進や、廃棄物処理センター等を活用した都道府県の関与した処理体制の整備が行われているところである。

こうした都道府県の役割及びこれまでの取組を踏まえ、市町村における一般廃棄物会計基準を活用した財務情報の開示、一般廃棄物の有料化の導入、一般廃棄物処理システムの3R型への転換を推進するに当たって、都道府県において、以下のように取り組むことが適切である。

- (1) 都道府県において、各都道府県内の市町村における一般廃棄物の処理に関する事業を技術的に支援する立場から、市町村の取組状況及び有料化の実施状況について把握し、市町村に提供するとともに、その情報を積極的に開示する等により、市町村の取組を促す。
- (2) 都道府県において、自ら管理運営等する最終処分場を含め、都道府県が関与した廃棄物処理施設において、市町村の一般廃棄物の処理を行っている場合には、当該施設における処理に関して一般廃棄物会計基準を活用した財務書類を作成し市町村に提供するか、又は財務書類の作成に必要な情報を市町村に提供する。また、必要に応じ、市町村と連携し、都道府県が関与する一般廃棄物の処理に関する事業の全体について、上記1(1)①から③の取組が実施できるようにする。